

川崎市総合計画の評価に関する実施要綱

(目的)

第1条 川崎市総合計画の評価は、適正な進行管理等を行うため、計画に位置付けられた目標に対する成果を的確に把握することで、課題を明確化し、取組の見直しにつなげるとともに、公正かつ透明性の高い市政運営と市民への説明責任を果たし、あわせて組織の活性化と職員の意識改革を目的として実施する。

(評価の実施)

第2条 川崎市総合計画の評価は、政策体系に基づき、事務事業の取組実績を把握した上で、施策を対象として実施する。

2 川崎市総合計画策定推進本部（以下「市本部」という。）の本部員は、所掌する施策について評価を実施し、総務企画局及び財政局の本部員は、評価の結果を検証する。

(評価結果の活用)

第3条 市本部の本部員は、評価の結果を取組の見直し及び企画立案等に活用するものとする。

2 総務企画局及び財政局の本部員は、評価の結果を組織整備及び職員配置計画の策定、事業調整並びに予算編成に際し活用するものとする。

(評価結果の公表)

第4条 評価の結果については、公表するものとする。

(実施体制及び庶務)

第5条 評価は市本部が総括するとともに、総務企画局及び財政局の共管とし、庶務は総務企画局都市政策部企画調整課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月6日から施行する。

(事務事業総点検及び施策評価に関する実施要綱の廃止)

2 事務事業総点検及び施策評価に関する実施要綱（17川企評第7号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月17日から施行する。